

トルコ出張調査報告書
(中央省庁編)

平成16年8月

法務省入国管理局

目 次

第 1 章	法務省国際法規・国際関係局	1
第 2 章	首相府人事総局	4
第 3 章	内務省市民局	5
第 4 章	国防省	9
第 5 章	国民教育省・国家教育委員会	11
第 6 章	内務省治安総局	13
第 7 章	外務省領事局	15

注) 本報告書は、さきに作成した「トルコ出張調査報告書(地方視察編)」の姉妹編であり、出張調査の結果のうち、中央省庁からの聞き取り調査結果について取りまとめたものである。

したがって、本報告書中「当方」とあるのは、調査者である

法務省入国管理局

局付 井上一郎

総務課難民認定室認定係長 加藤輝昭

を指す。

第1章 法務省国際法規・国際関係局

1 日時 平成16年6月30日(水) 15:00~17:50

2 場所 法務省国際法規・国際関係局

3 先方

注)

4 の供述要旨

(1) 一般論について

トルコ人による難民認定申請の問題は、ヨーロッパでも起こってきた問題である。トルコ人による難民認定申請の動機は、いずれも経済的な要因に依るものである。トルコは、経済状態が悪く、失業率も高い。トルコでは、国営企業の民営化が進んでいるが、それは明らかに失敗であった。

ヨーロッパ各国は、当初彼らに騙されて難民認定していたが、そのうちドイツ等から逮捕状等について照会が多数寄せられるようになった。その多くは偽物で、実際に調査してみたら単なる離婚判決書というものもあった。

(2) 公務員による拷問等の犯罪に対する処罰状況について

ア 公務員が拷問等を行った場合、これに対する処罰規定は2つある。1つはトルコ刑法(TÜRK CEZA KANUNU 法律第765号)第243条に規定されているもので、いわゆる拷問を処罰する規定である。この場合の法定刑は8年以下の自由刑であり、罰金刑はない。これについては、検事が直接捜査を行うこととされている。もう1つは刑法第245条に規定されているもので、いわゆる拷問には至らない荒っぽい取扱いを処罰する規定と理解してほしい。この場合の法定刑は3月以上5年以下の自由刑である。

注) トルコ刑法第243条1項

「職員その他の公務員が、人に自白させるため、被害者、原告、訴訟参加者若しくは証人が事件を報告することを妨害するため、これらの者が告訴、通報若しくは証言したという理由で、又はその他の理由で、拷問、不当行為、非人道的行為又は個人の尊厳を損なう行為に及んだときは、8年以下の禁錮及び継続的又は一時的な公務停止の刑に処する。」

同法第245条

「強力な武力を行使する職員並びに全ての警官及び予備警官が、その職務を行うに当たり、又は上官の命令を実行するに当たり、法の定めた条件以外の方法で、他人に悪事又は暴力行為を行ったときは、3月以上5年以下の禁錮及び一時的な公務停止の刑に処する。犯された罪状がこれらの行為より更に上位であるときは、その刑は3割から5割まで割増される。」

付記(2003年1月2日 4778/1条)

「243条及び245条により科される刑は、罰金刑又は警戒措置に変更することはできない。」

イ(当方の「米国国務省報告書や英国内務省移民国籍局報告書によれば、警察やジャンダルマによる人権犯罪事件に関しては無罪率が高いとの指摘がなされて

いるようであるが、拷問に対する刑事判決の状況はどうか」との問いに対し) 当局が保有しているデータによれば、刑法第243条及び第245条違反の事件に関して、2002年では、無罪判決 (Beraat) 54件に対し、実刑判決 (Mahkumiyet) が18件、執行猶予付有罪判決 (Erteleme) が17件であり (その他、管轄違いの判決が10件、被告人死亡の判決が3件)、有罪率は約4割である。

注) [] によれば

	1999年	2000年	2001年	2002年
無罪判決	21件	250件	103件	54件
有罪判決	26件	270件	121件	35件
うち実刑	22件	155件	52件	18件
執行猶予	4件	115件	69件	17件
有罪率	55%	52%	54%	39%

である。

ただ、誤解しないで欲しいのは、拷問犯罪に関してのみ特に無罪率が高いということではなく、トルコにおいては全体として無罪率が高いということであり、司法全体の問題として理解してほしい。今手元に資料がないので正確な数字はお話できないが、全刑法犯で見ても、有罪率はだいたい5割程度である。

注) カフラマンマラシュ県裁判所検察局 [] やアドウヤマン県ギョルバシ郡裁判所検察局 [] に別途確認したところ、やはり全刑法犯における有罪率はおおむね5割程度との説明であり、その理由として、トルコでは警察やジャンダルマが検察官に事件送致した後は捜査に関与せず、以後は検事のみで捜査を行うため、十分な捜査を果たすことができないとの説明があった。詳細については「トルコ出張調査報告書 (地方視察編)」記載のとおりである。

ウ (我が国における行政訴訟において「テロ対策法第15条により、公務員による拷問については懲役刑が免除されることとされていた」との主張がなされていることから、この点について先方に確認したところ、) そのような趣旨の規定は聞いたことがない。確かに、かつて公務員に関する保護規定はあったが、その内容は、①公務員は裁判中は身柄を拘束されない、②公務員が刑事裁判を受ける際には事前に所属庁の内部審査を経なければならないという2点だけである。しかも、これら保護規定については、1992年、違憲判決を受けて削除されたと記憶している。したがって、それ以後公務員について特別に保護するような規定は存在しないはずである。

(3) 刑事手続と兵役の関係について

(我が国における行政訴訟において、「武器隠匿及びPKK支援の罪で起訴されたが、兵役を受けるために裁判が中断し、その機会を捉えて日本に逃げてきた」旨主張する者がいることから、一般論として先方に確認したところ、) 武器隠匿及びPKK支援の罪で訴追された者について、兵役に就いたことを理由として裁判が中断することは、実務的に見てあり得ない。刑事手続の進め方について規定した刑事執行法 (CEZALARIN INFAZI HAKKINDA KANUNU 法律第647号) にも、

兵役が訴訟中断事由になるという規定はないはずである。

(4) レイラ・ザーナ (Leyla Zana) 女史ら旧 DEP 党議員の釈放について

レイラ・ザーナらについては、既に国内司法手続上15年の自由刑が確定し、その刑の執行が開始されていたものである。しかし、ヨーロッパ人権裁判所において、例えば弁護人申請に係る証人の尋問を実施しなかったことなど、手続上の問題があるとされた。そして、今回、トルコ大審院は、レイラ・ザーナらを釈放する旨決定したわけだが、これはあくまで仮の釈放である。近いうちに大審院が最終判断を下すことになるであろう。再審の結果無罪ということになれば、確定的な釈放となる。

注) トルコは二審制であり、大審院は終審の裁判所に当たる。

(5) 国家治安裁判所の廃止について

国家治安裁判所は、近日中に廃止される。従来、刑事事件を扱う裁判所に関しては、軽犯罪を取り扱う簡易刑法裁判所 (スルフ, SULF)、中間的な犯罪を取り扱う第一審刑事裁判所 (アスリエ, ASLIYE)、重大犯罪を取り扱う重刑裁判所等、一審裁判所だけでも複数の種類があったが、いずれも管轄する地域は最大でも県単位であり、広域犯罪への対応の不備が指摘されていた。今回、国家治安裁判所を廃止するとともに、複数の県にまたがる管轄権を有する広域重刑裁判所とでもいべき組織を新たに設置することを予定している。この場合、従来の重刑裁判所はこの広域重刑裁判所に吸収されることになる。そして、テロ犯罪やマフィアによる犯罪等は、主としてこの広域重刑裁判所で審理されることになるだろう。

注) 国家治安裁判所を廃止する法案について、2004年6月28日に大統領が署名したとの情報があったところ、「トルコ出張調査報告書 (地方視察編)」に記載したとおり、7月8日にマラティア県裁判所を訪問した際、既に国家治安裁判所検察局の検事正は異動して空席の状態であり、国家治安裁判所の機能は停止していた。

(6) その他

(逮捕状等司法機関が作成したとされる公文書の真偽確認に関するやりとりについては、「トルコ出張調査報告書 (地方視察編)」に記載のとおりである。)

第2章 首相府人事総局

- 1 日時 平成16年7月1日(木) 10:00~10:40
- 2 場所 首相府人事総局
- 3 先方 ほか1名
- 4 の供述要旨

(1) 公務員選任制度について

トルコの一般的な国家公務員は合計約180万人にのぼるが、いずれも中央の試験結果に基づいて採用される。その試験制度の運用は「ÖSYS」という機関が行っている。この機関は、本来大学入試試験に関する業務を行うものであるが、併せて国家公務員試験に関する業務も行っている。その試験の結果、点数に従って各受験者の順位が決定される。そして、新規採用を希望する機関の新規採用予定人員の枠に順次機械的に割り振られる。

なお、一部の特別な国家公務員(日本のI種職のようなもの)については、法律職等いくつかの専門的な職種に分かれており、それぞれ ÖSYS の試験とは別に特別な試験を受験してもらっている。

(2) 公務員選任における出自民族の取扱いについて

トルコでは、憲法第70条において「すべてトルコ人は、公務に就く権利を有する。採用に当たり、職業資格以外にいかなる差別も行うことはできない。」と規定されており、トルコ国籍を有する者であれば誰でも国家公務員になる資格がある。仕事の能力による選別はともかく、その他の理由による差別を行ってはならないのである。この規定は、1982年の現行憲法制定時からあるものである。

公務員試験受験申請書の記載欄は、IDカード番号、氏名、父母の名前、生年月日、性別、国籍、本籍地、兵役の有無及び学歴であり、そこには民族を記載する欄はない。つまり、そもそもクルド人であるかどうか自体確認していないので、差別のしようもない。

なお、このように民族的出自など確認していないので、公務員全体におけるクルド人の割合に関する統計は存在しない。

第3章 内務省市民局

- 1 日 時 平成16年7月1日(木) 15:55~18:10
- 2 場 所 内務省内会議室
- 3 先 方 [redacted] ほか3名

注)

[redacted] また、同席者中1名は警察系官僚、1名はジャンダルマ系官僚とのことであった。

4 [redacted] の供述要旨

(1) 地方行政制度について

トルコにおける地方行政の単位としては、「県(il)」、「郡(ilçe)」、「市(belediye)」、「村(köy)」がある(なお、アンカラ、イスタンブール等16の特別市については別の構成になっているようであるが、詳細不明)。

注) 今回入手した各県の地図を見るに、国境(devlet hududu)、県境(il hududu)、郡境(ilçe hududu)については地図に明記されているのに対し、村境が明記されたものはない。このことからすれば、必ずしも一定の地域全体を指して村と呼称しているわけではなく、道路沿いの個別の集落のみを「村」と呼称している可能性も考えられる。そして、その村の近くの更に小さな集落については、「地区(ünite)」と呼称されているようである。

なお、地図上の道路の種類として、「高速道路(T.E.M otoyol)」、「国道(devlet yolu)」、「県道(il yolu)」、「鉄道(demir yolu)」、「舗装道路(asfalt yolu)」、「未舗装道路(stablize yolu)」がある。

各県及び郡のトップである県知事及び郡知事は、いずれも内務省の役人である。これに対し、市長及び村長(muhtar)は選挙で選ばれる。

地方の防犯及び安全保障を担当する警察組織としては、警察とジャンダルマがある。両者は上下関係にはなく、平時の業務内容にも大差がない。彼らは、いずれも犯罪の発生を未然に防止することに主眼を置いた組織であり、実際に発生した犯罪の捜査はむしろ検事が主導する。もちろん検事は、警察のみならずジャンダルマに対しても、犯罪捜査に関する指揮権を持っている。警察とジャンダルマの違いは、主としてその受け持つ地域が異なることである。警察は市部、ジャンダルマは市の周辺部や村部を管轄している。そして、この両者はいずれも各県の県知事の指揮下にある。例えば、私はかつて[redacted] 県の県知事をしてしたが、毎朝11時に県警本部長とジャンダルマ県本部長がやってきて、24時間の間に何があったか逐一報告を受けていた。ただし、ジャンダルマは、平時は県知事の指揮を受けるが、非常時には軍参謀本部の指揮を受ける。その限りにおいては軍としての性格を併せ持っている。

注) ジャンダルマについては、従来、「憲兵」「保安隊」とと訳されることが多い。

在京トルコ大使館のホームページによれば、ジャンダルマは「保安隊」と訳されており、国軍の一部であるとされている。

なお、ジャンダルマ [redacted] によれば、ジャンダルマ制度はイタリアやフランスの制度を模したものとのことである。

この点、フランスにおける警察組織は、大別して、内務省所属の国家警察 (Police Nationale)、国防省所属の国家憲兵隊 (Gendarmerie Nationale)、一部の市町村に置かれる自治体警察 (police municipale) の3系統に分かれている。フランスにおける一般的な公共の安全の維持における管轄権の配分については、県庁所在地については国家警察 (Police Nationale) が管轄し、人口2万人以上であって犯罪状況が都市圏の特徴を持つ市町村については国家警察が管轄する場合としない場合とがあり、その他の市町村については Gendarmerie Nationale が管轄する。ただし、その余の活動に関しては両者いずれも国土全域に管轄権を有しているとされている (以上につき岡部正勝、國本惣子「フランス警察行政法ノート」警察学論集第55巻第8号166頁、同第55巻第12号148頁以下)。

また、イタリアにおける警察機関としては、内務省所属の国家警察 (Polizia dello Stato)、国防省所属の軍警察 (Carabinieri)、財務省所属の財務警察 (Guardia di Finanza) の3つがあり、いずれも司法警察を含めた一般治安活動を行っており、その間に土地管轄の別がない。軍警察は、国防大臣の指揮下で軍事警察活動を行うほか、一般治安も担当し、その分野に関しては内務大臣 (県知事及び県警察本部長) の指揮下で活動するとされている。(渡邊晃、石田高久「イタリアにおける組織犯罪対策」警察学論集第50巻第10号98頁以下)。

(2) 村落防衛隊について

村落防衛隊には2種類ある。1つは、常時全ての村に設置されているもので、各村につき1ないし2名の隊員が任命される。いわば常任村落防衛隊である。隊員の給料は村が支給するが、武器は国が支給する。これは、1924年以來の制度である。

これに対し、暫定的に一部の村に設置された村落防衛隊もある。この暫定村落防衛隊は、1985年の村落法 (KÖY KANUNU 法律第442号) 第74条改正によりできたもので、非常事態宣言 (オーランウストハル Olaganüstü Hal) を必要とするような地区について暫定的に設置されるものである。

注) 村落法第74条1985年3月26日改正による付記

「内閣により定められた県において、非常事態宣言を要する場合、激しい行動により事態が深刻であると認められる場合、又は村民の生命や財産が脅かされるような行為が増加した場合、当該村又はその近隣においては、知事の要請及び内務省の承認を経て、臨時の村落防衛隊を組織することができる。この村落防衛隊に対し、任務期間中支払われる報酬、業務内容により支払われる補償金や衣服費用は、内務省及び財務・関税省により共同で定められ、財務・関税省の予算の中で関係する歳出より内務省予算に移される金額から、内務省によって支払われる。」

注) ■■■■によれば、類似語として「スクヨネティム」(戒厳令)があるが、これは警察やジャンダルマの安全保障権限を軍に移行させるものであり、この場合には当然県知事の権限も制限される。詳細については憲法122条に規定されている。

ここで注意すべきは、あくまで非常事態宣言を「必要とするような」地区という要件にすぎないのであり、非常事態宣言が発出されていることまでは必要でない。非常事態宣言の要件については憲法に規定されている。

注) 憲法第120条

「憲法によって確立された自由民主の秩序又は基本的権利と自由を破壊しようとする広範な過激行為に属する重大な徴候の発生、又は過激事件の理由により公共の秩序が重大な形で破壊される場合には、大統領の主宰の下で召集される閣議は、国家安全保障会議の見解も聴取した後、国内の一地域又は複数の地域で、もしくは全土にわたり、6か月間を超えないという条件で、非常事態を宣言することができる。」

また、非常事態宣言が解除された後も暫定村落防衛隊が残っていることはある。ただし、非常事態宣言が解除されたということは、非常事態宣言が不要であると判断されたということであるから、解除後に暫定村落防衛隊が設置された例はないはずである。現在、22の県で暫定村落防衛隊がある。ガジアンテップ県では、現在561名の暫定村落防衛隊員が存在している。暫定村落防衛隊については、隊員の給料も武器も国が支給する。なお、暫定村落防衛隊は、1つの村に複数設置することも可能である。

村落防衛隊は、ジャンダルマの指揮下にあり、教育もジャンダルマが行う。

(当方から、「日本において、裁判で『自分がかつて村長をしていたとき、村に村落防衛隊を作るようジャンダルマから強要され、これを拒否したら拷問された』と主張している者がいるが、ありうる話か」と問いかけたところ、先方は、同席者全員が一斉に爆笑した。) そのような話はおよそあり得ない。村落防衛隊を設置するかどうかを決めるのは、県知事である。村長などにそのような権限はない。なぜ県知事が村落防衛隊を設置するのにわざわざ村長の同意を得なければならないのか。トルコにおける県知事の権限は、あなたがたが考えているより遙かに大きい。県知事が村落防衛隊を設置するにあたり、わざわざ村長の同意を得る必要などない。村長が嫌だと言っても、県知事が必要な書類に判を押せば、それだけで村落防衛隊は誕生する。

これを法的に説明する。まず、常任村落防衛隊については、1924年以来、全ての村に必ず設置されているから、強要云々という問題は起こりようがない。また、暫定村落防衛隊については、村落法74条に規定がある。この条文には、「非常事態宣言を必要とするような地区においては、県知事の申請を受けて内務省が承認することにより、暫定村落防衛隊を設置することができる」という趣旨のことが規定されている。ただし、ここで規定されているのは、あくまでどの県に暫定村落防衛隊を設置するかについてである。具体的にどの村に暫定村落防衛隊を設置するかについては、内務省の承認を得るまでもなく、県知事の裁量で決定することができる。もちろん、県知事が、実際にどの村にどの程度の暫定村落防衛隊を設置するかを判断するに当たり、各村長の意見を聞いてみることはあるだろう。ただ、これは、限られた国の予算の中でいかに有効に暫定村落防衛隊を設置するか、つまり真に暫定村落防衛隊を設置する必要性が高い村はどこかを県知事が判断するに当たって、その参考とするため、各村長の意見を聞くにすぎない。たとえ村長が暫定村落防衛隊の設置を希望していても、県知事がこれを設置しないことはできるし、逆に、仮に村長が暫定村落防衛隊の設置に反対していても、県知事が独断でこれを設置することも可能である。

(3) 村落の視察について

日本において難民と主張する者の来日動機を明らかにするために、彼らの家を見て写真撮影したいとのことであるが、了解した。日本で難民と主張するような者はいずれも出稼ぎ目的で日本に行った者であろうと、私は考えている。ただ、彼らがみな経済的に成功したとは限らないし、成功したからといって豪華な家を建てているとは限らない。むしろ家の中に大金をしまい込んでいる者も多いであろう。トルコのことわざに、「お金と信仰は、本当にあるかどうか分からない」というものがある。村落を視察するに際しては、村人の様子もよく観察し、よく話を聞いてみるといい。いずれにせよ、村落を視察する方法については、各県の県知事に相談するとよい。

第4章 国防省

1 日 時 平成16年7月2日(金) 9:55~12:00

2 場 所 国防省内会議室

3 先 方

外務省関係者1名

4 [redacted]らの供述要旨

(1) 兵役を受ける手続の概要について

トルコ国民については、19歳になる年に兵役の義務が発生する。ただし、学生については卒業するまで、兄弟が兵役に就いている場合はその間というように、兵役を延期する場合がある。また、健康に問題のある者、スポーツ選手、兄弟の中で兵役中に死亡した者がいる場合、二重国籍者で他国の徴兵制に基づく兵役に任意に就いた者については、兵役を免除される。

注) 英国内務省移民国籍局レポート2003年版には、「兵役義務は19歳になる年の1月1日に始まる。トルコの年齢の数え方は西欧と異なり、これは第20年目を指す。」旨の記載があり、また、在京トルコ大使館のホームページにも「兵役は20歳になる年に開始します。」と記載されていることから、日本の年齢の数え方からすれば、兵役義務が生じるのは20歳になる年と思われる。

なお、海外で働いている者については、その職業を失わないようにするため、1か月だけトルコに帰国して兵役に就いた上で7,000ユーロを支払えば、兵役を終えたとみなす制度もある。これは、26年前からある制度である。また、1999年には、金銭支払いによる兵役の完全免除を行った例もある。例えば、軍の必要とする兵数が100名で、そこに110名の申込みがあった場合、10名は余ってしまう。この10名が、1か月間軍で教育を受けた後に兵役免除を希望すれば、これで兵役を終えたとみなす。ただし、この制度は、暫定的に1999年のみ行なったものであり、その後は実施していない。

また、海外で働いている者については、38歳まで兵役が免除されるが、38歳を過ぎた場合には兵役に就くよう官報に公示し、3か月以内にこれに従わない場合には国籍が取り消される。これは国籍法第25条に基づいている。もちろん、この場合、国籍を失うため兵役に就く必要はなくなるから、取り消される以外のペナルティはない。ただし、これについてはE.U.から批判を受けたため、現在内務省においてこの規定の改正作業を進めているところである。

兵役年齢に達した者については、まず健康診断受診の通知を郵送で行う。ここで、本人に通知が到達したことの証拠とするため、本人のサインを求めている。本人のサインがなければ、到達自体がはっきりしないので、以後何ら制裁は生じない。

(2) 兵役忌避に対する処罰について

健康診断を受けに来ない者や、健康診断を受けたものの実際に軍に出頭してこない者については、罰則規定がある。一応自由刑も存するのだが、実際のところ

初犯であれば必ず罰金刑で終わっている。罰金額はおおむね50ドル程度である。健康診断の通知書にサインがなければ、いかなる罰則も科されない。兵役を始めた後に脱走した場合には服役させる。兵役を始める前の者について自由刑が科された例は承知していない。

なお、これら罰金刑の執行率は20パーセント程度しか達していないのが実情である。

クルド人であるか否かによって、兵役忌避に関して差別的取扱いをすることは、一切ない。

注) 英国内務省移民国籍局レポート2003年版にも「兵役回避に対する量刑決定が、どの民族の出身であるかに左右されることはない。」(5.83)と記載されている。

(3) 刑事手続と兵役との関係について

(法務省において確認した点につき、改めて確認したところ) 実務上、兵役を優先させるということはない。特に被告人の身柄が拘束されている場合には、まず刑事裁判を終了させた上で兵役に就かせている。ただし、身柄が拘束されていない被告人については、兵役に就かせながら裁判を受けさせることもあり得る。この場合、裁判と兵役を同時進行させるということであり、裁判を中断するというわけではない。

なお、最後に、 から、別途「こういう話題に日本政府が反応してくれたことに感謝している。今後も全面的に協力することを約束する」旨の発言があった。